

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日の記録を平成4年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月20日から同年5月1日まで
② 平成4年5月1日から17年1月1日まで

私は、平成4年4月の途中から23年4月末までの期間において、A社でB職種として勤務していた。4年4月分（平成4年5月10日支給）の給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年4月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②について、年金事務所に届出されている標準報酬月額と実際の給与支給額とが相違している上、正当な控除額より多く控除されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人の所持する給与支給明細書及び申立事業所の事業主の供述により、申立人は、平成4年4月20日から申立事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び平成4年5月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したとし、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細書(平成4年5月及び12年4月を除く。)において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額、又は実際に控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している、又はこれよりも低額になっていることが確認できる。

なお、申立期間②のうち、平成7年1月から15年9月までの期間について、申立事業所は、C厚生年金基金に加入しているが(昭和58年7月1日加入、平成15年10月2日脱退)、同基金によると、当時の基金規約では厚生年金保険料に基金独自給付に相当する持越し部分を含めて控除されることとなっていた旨回答しており、当該期間において、申立人が所持する給与支給明細書で控除されていた額は、厚生年金保険料及び基金独自給付に相当する持越し部分の合計額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日の記録を昭和49年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月8日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社で勤務し、その後、関連会社であるB社（現在は、C社）に異動した時期であるが、継続して勤務しており、給与の支払いも変わることも無く保険料控除も継続していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立事業所の関連会社であるC社D工場が提出した給与支給表などから判断すると、申立人は、昭和49年5月から51年5月までの期間において、A社及び同社の関連会社に勤務し（昭和49年10月8日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び提出された給与支給表で確認できる同年9月の厚生年金保険料の控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、不明としているが、同社が保管するE健康保険組合の健康保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が昭和49年9月30日と記載されていることが確認できることから、申立事業所は、「申立期間当時、被保険者資格喪失確認通知書について、社会保険事務所（当時）への届出と健康保険組合への届出は複写式であった。」と回答していることから、事業主が同年9月30日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。